# 令和元年度 第2回八幡平市農業委員会総会 議 事 録

令和元年 5月24日開催 八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和元年度第2回八幡平市農業委員会総会議事録									
告示年月日	令和元年5月17日								
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり								
招集年月日	令和元年5月17日								
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール								
開閉会日時及び宣言	開会	令和元年5月24日 13時30分 議長 山本範							
	閉会	令和元年5月24	和元年5月24日 14時58分 請			範 夫			
応招(不応招) 委員及び出席 並びに欠席委員	議席番号	委員氏名	出欠席	議 席番 号	委員氏名	出欠席			
	1	三 浦 美恵子	0	1 1	藤村勇三	0			
	2	日戸 重雄	0	1 2	立 柳 優	•			
出 席 15名	3	小山田 和 義	0	1 3	髙 橋 由 則	•			
欠 席 3名	4	髙橋正志	0	1 4	古 川 美枝子	0			
凡 例 〇 出 席	5	國 司 功	0	1 5	藤原純子	0			
▲欠席	6	大 森 直 子	0	1 6	松村勝彦	0			
△遅延	7	熊 澤 威 人	0	1 7	竹 田 和 夫	0			
● 退 席	8			1 8	石羽根 正 志	0			
× 不応招	9	菊 田 健 生	<b>A</b>	1 9	山 本 範 夫	0			
	1 0	中村一彦	0						

議事録署名委員	議席番号	小山田	和義	議席番号 17番	竹田 和夫
	職	名		氏	名
	事務局長			遠藤	竹弥
	事務局長補佐 兼農業振興係長			立 花	浩
八幡平市農業委員会会議	農地調整係長			根守	緑
規則第14条第1項の規定により説明のため出席	農業振興係主事			古 川	忠 彦
した者の職・氏名	農地調整係主事			高橋	彩斗
議 事 次 第	別紙のとおり				
附議事件	別紙、議事次第に同じ				
会 議 の 経 過	: 議 の 経 過 別紙のとおり				

## 1 開会(13時30分)

## 事務局(遠藤事務局長)

御起立をお願いします。相互に礼をお願いします。「礼」

(礼)

それでは、農業委員会憲章の唱和を行います。総会資料の表紙の裏のページをご覧願います。憲章前文の朗読を議席番号 11 番 藤村勇三 委員にお願いします。朗読のあとに引き続き全員でご唱和願います。それでは藤村委員お願いいたします。

## (全員で唱和)

ありがとうございました。ご着席願います。

#### (全員着席)

本日、欠席となりました委員の報告をいたします。総会資料2ページをお開き願います。欠席委員の報告をいたします。議席番号9番 菊田健生 委員が所用のため、議席番号12番 立柳優 委員が他会議出席のため、議席番号13番 髙橋由則 委員が体調不良ということで、それぞれ欠席との報告を受けております。以上、現在のところ、3名の欠席となっております。本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

それでは、会長、進行よろしくお願いします。

## 議長(山本会長)

ただ今から令和元年度八幡平市農業委員会第2回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18 名中 15 名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いた します。

### 2 議事録署名人の選任

## 議長(山本会長)

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議長(山本会長)

異議なしと認めます。よって議事録署名人には3番 小山田和義 委員と17番 竹田和夫 委員を指名します。

### 3 会期の決定

#### 議長(山本会長)

次に、令和元度八幡平市農業委員会第2回総会の会期についてお諮りいたします。

第2回総会の会期は令和元年5月24日、1日間とすることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

## (「異議なし」の声あり)

## 議長 (山本会長)

異議なしと認めます。よって、令和元度第2回総会の会期は、令和元年5月24日の1日間とすることに決定いたしました。

## 4 報告

## 議長(山本会長)

次に、事務局から令和元年度第2回の運営委員会報告を行います。

## 事務局(立花事務局長補佐)

ただいまより、令和元年度第2回運営委員会報告を致します。総会資料の3ページをお開き下さい。令和元年5月10日(金)午前9時から八幡平市役所3階大会議室において行われました。はじめに報告及び連絡となります。次第の通り1項目の報告及び連絡を行いました。概要説明を致します。4ページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和元年5月以降の主な会議等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

続きまして、4協議事項となります。5項目の協議を行いました。協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間についてとなります。協議を行った結果、6月10日の午前9時に決定となりました。

2項目め。令和元年度第2回総会についてとなります。本日の第2回総会の運営について協議を行い、午後1時30分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。また議案内容についてもご協議をいただき本日の議案の提出となるものです。

3項目め。令和元年度「農地の日」の取り組みについてとなります。内容について協議を行い、 事務局案のとおり7月19日(金)午前8時40分から農地パトロール出発式を行い、引き続き各地区 調査会ごとに実践活動を行うことが決定されました。詳細について改めて本日の第2回農業委員会 議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。次のページの左下となります。

4項目め。秋田市農業委員会行政視察の受入れについてとなります。内容について協議を行い、依頼のとおり受入れすることで決定されました。引き続き、受入れの体制について協議を行い、農業委員が対応することも決定されました。日時は7月1日(月)午後1時30分からとなります。詳細について改めて本日の第2回農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

5項目め。農農業委員会委員の辞任による欠員の補充についてとなります。先月に開催した第1回農業委員会議で欠員の補充について協議を行った際に出席した委員より「この場で結論を出すのでなく農業委員会としてもう一回話し合うべき」との意見が出され、この意見を受け今回の運営委員会で「農業委員会の所掌事務を適切に処理できるか。また欠員の補充に対する方針」について協議を行ったものです。協議の結果、「農業委員会の所掌事務を適切に処理することが可能であり、欠員の補充は行わない」ことで決定されました。詳細について改めて本日の第2回農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

続きまして9ページの左上、5その他となります。概要説明とさせていただきます。運営委員からの発言は無く事務局から6件の協議及び事務連絡を行いました。

1項目め。委員のご親族に不幸が生じた時の委員への FAX 等によるお知らせの範囲について協議を行い、詳細が決定となりました。第2回運営委員会の開催日である5月10日以降から実施することとなりました。詳細について改めて本日の第2回農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行います。

2項目め。今年度の全国農業新聞「われらの農業委員・推進委員」と一般記事への取材協力についてお願いをしました。

3項目め。改元に伴う文書事務について説明を行いました。

4項目め。今年度のクールビズの開始と実施期間中の会議について説明を行い、クールビズでの 出席のお願いをし、本日の通知をいたしたところです。詳細について改めて本日の第2回農業委員 会議の情報提供等で事務局より説明を行います。

5項目め。会議次第の「その他」に取り扱いについて協議を行い、本日の第2回農業委員会議から、その他ではなく「情報提供等」とすることとしました。

6項目め。各地区へのタブレット端末の貸し出しの開始について連絡し、各地区調査会で活用してもらうようお願いをしたところでございます。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和元年度第2回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和元年5月24日 運営委員長 山本範夫、以上でございます。

## 議長(山本会長)

ただいまの「令和元年度第2回の運営委員会会議報告」につきまして、何か聞きたい事がありま したら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

#### 議長(山本会長)

無いようですので、次に進みます。次に、農地法に関する業務報告を行います。

## 事務局(根守農地調整係長)

それでは、会議資料の10ページをご覧ください。

平成31年4月23日から令和元年5月23日までの業務報告をさせていただきます。

1)から6)までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。続きまして、7)の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は5月15日の水曜日でございまして、9件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、1番委員 三浦美恵子 委員、6番委員 大森直子 委員、19番委員 山本範夫 委員の3名でございます。また、事務局からは古川忠彦主事、高橋主事の2名が随行しております。のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただいまの報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、業務報告は以上となります。

## 議長(山本会長)

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

## 議長(山本会長)

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようにお願いします。 また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

#### 5 議事

## 議長(山本会長)

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』 議長(山本会長)

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

### 事務局(髙橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は4件となっております。

申請番号 1、新田 130-1、田、2,373 ㎡を含む 2 筆 4,068 ㎡です。賃貸借権の設定です。申請地は今まで譲受人がりんどうを作付していた農地です。権利設定後も同様にりんどうを作付予定とのことでした。

申請番号2、松尾寄木第1地割1519、田、929㎡を含む3,907㎡です。農地所有適格法人以外の法人による借入で解除条件付の賃貸借権の設定です。譲受側は、新規取得となりますが、営農計画書、確約書が提出されております。なお、この法人は認定農業者として中間管理事業に伴う配分計画により既に賃貸借権の設定があり、下限面積用件も満たされており、効率的に利用するものと考えられます。申請地は今まで譲受人が牧草を作付していた農地です。権利設定後も同様に牧草を作付予定とのことでした。

申請番号3、松尾寄木第29地割347、田、2,130㎡です。売買による所有権移転です。申請地は今まで譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことでした。

申請番号4、大更第21地割120番地2、畑、319㎡です。贈与による所有権移転です。申請地は 今まで譲渡人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことでした。

申請地の明細については3ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長(山本会長)

以上で説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号6番 大森直子 委員にお願い いたします。

## 6番(大森委員)

はい、6番委員の大森です。

申請番号1番ですが、位置は、赤坂田駅から北東へ約 1.6 kmの地点です。賃貸借権の設定です。申請地はこれまで、譲渡人が以前より、りんどうを作付してきた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号2番ですが、位置は、寄木小学校から南西へ約1.5kmの地点です。賃貸借権の設定です。 申請地はこれまで、譲渡人が牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのこと です。

申請番号3番ですが、位置は、寄木小学校から南西へ約450mの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稲を作付してきた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号4番ですが、位置は、大更駅から南西へ約150mの地点です。贈与による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲渡人が野菜を作付してきた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

### 議長(山本会長)

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。 質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

#### 議長(山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

### (全員起立)

### 議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

### (全員着席)

## 議長(山本会長)

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしました。

○議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』 議長(山本会長)

次に、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を 議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

## 事務局(古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の6ページをお開きください。今月の申請は1件となっております。

申請番号 1、大更第 25 地割 195 - 9、田、10 ㎡を含む 2 筆 333 ㎡でございます。転用の目的は、駐車場の敷設です。内容は、貸駐車場が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請番号1ですが、市街地に近接した小団の農地で第2種農地と判断されます。例外規定ですが、 代替性がないことが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長(山本会長)

次に、現地調査結果の報告を議席番号6番 大森直子 委員にお願いいたします。

## 6番(大森委員)

はい、6番委員の大森です。

申請番号1番ですが、位置は、JR大更駅から北へ約400mの地点です。転用の目的は、駐車場の敷設です。現況は、田として自己保全管理されておりました。申請土地は、周辺にアパートや住宅が多く、貸駐車場としての需要が見込まれることから選定したとのことでした。申請地は、市街地に近接した小団地の農地で第2種農地と判断されますが、代替性がないことも確認いたしました。

申請農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

### 議長(山本会長)

以上で現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質 疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

## 議長(山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、 『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

## (全員起立)

## 議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

## (全員着席)

## 議長(山本会長)

よって、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』 議長(山本会長)

次に、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を 議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

## 事務局(古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページをお開きください。今月の申請は2件となっております。

申請番号 1、平舘第 28 地割 192-1、田、280 ㎡でございます。転用の目的は、売買による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅 1 棟、駐車場が計画されております。

申請番号 2、平笠第 16 地割 64 - 5、畑、29 ㎡を含む 5 筆 2,925 ㎡でございます。転用の目的は、売買による駐車場の敷設となっております。内容は、駐車場、転回所が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請番号1番は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、集落接続に該当することが確認されております。、

申請番号2ですが、第1種農地、第3種農地に該当しない農地で第2種農地と判断されます。例 外規定においては、代替性がないことが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 議長(山本会長)

以上で、説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号6番 大森直子 委員にお願いします。

## 6番(大森委員)

はい、6番委員の大森です。

申請番号1番、位置は、平舘高等学校から東へ約700mの地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、利便性も良く土地所有者と合意ができたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号2番ですが、位置は、西根インターチェンジから北へ約550mの地点です。 転用の目的は、売買による駐車場の敷設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、既存事業の隣地であり、業務増大により駐車場が必要になったことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、第1種農地、第3種農地に該当しない農地で第2種農地と判断されますが、代替性がないことも確認いたしました。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものでは無いことから、「許可相当」と判断して参りました。以上です。

## 議長(山本会長)

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。 質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

## 議長(山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、 『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は起立願います。

### (全員起立)

#### 議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

## (全員着席)

## 議長(山本会長)

よって、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

## ○議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

#### 議長(山本会長)

次に、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。 事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

## 事務局(古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の 10 ページをお開きください。今月の申請は1件となっております。関係資料2ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認お願いいたします。

申請番号 1、田頭 6 地割 26 - 2、畑、341 ㎡でございます。現況は、隣地にある住宅の庭として宅地と一体的に利用されておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長(山本会長)

以上で、説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号6番 大森直子 委員に お願いします。

## 6番(大森委員)

はい、6番委員の大森です。

申請番号1番ですが、位置は平笠小学校から北へ約1.2kmの地点です。隣地にある住宅の庭として、宅地と一体的に利用されておりました。申請地は、平成9年頃に宅地との境界を確認せずに庭として使用しており、農地法の許可が必要なことを知らなかったとのことでした。

申請農地は、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

## 議長(山本会長)

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。 質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

#### 議長(山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。本案について、 証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

#### (全員起立)

### 議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

### (全員着席)

## 議長(山本会長)

よって、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』

議長(山本会長)

次に、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案 理由及び内容の説明を求めます。

## 事務局(髙橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

12ページをご覧ください。今月の申請は、71件となっております。

まず初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1、田頭第18地割2、田、620 ㎡です。申請番号2、田頭第8地割167、田、1,806 ㎡です。申請番号3、松尾寄木第29地割395、田、2,950 ㎡を含む2筆3,821 ㎡です。申請番号4、大更第16地割174、田、633 ㎡を含む4筆4,644㎡です。申請番号5、荒木田第3地割41-16、田、4,916㎡です。

次に、所有権の移転です。

申請番号 6、帷子第 19 地割 110、田、1,659 ㎡を含む 2 筆 2,185 ㎡です。申請番号 7、帷子第 14 地割 2、畑、3,468 ㎡を含む 5 筆 13,056 ㎡です。申請番号 8、野駄第 19 地割 102、田、102 ㎡です。

次に、中間管理事業へ賃貸借権の設定です。

申請番号 9、大更第 26 地割 181、田、1,698 ㎡を含む 3 筆 5,217 ㎡です。申請番号 10、大更第 25 地割 299、田、2,040 ㎡を含む 2 筆 3,924 ㎡です。申請番号 11、大更第 29 地割 265、田、2,982 ㎡ を含む 4 筆 9,853 ㎡です。申請番号 12、田頭第 37 地割 186、田、1,498 ㎡を含む 2 筆 4,658 ㎡で す。申請番号 13、田頭第 39 地割 21‐3、田、1, 246 ㎡を含む 5 筆 10, 546 ㎡です。申請番号 14、 田頭第 25 地割 88 - 1、田、2,847 ㎡を含む 4 筆 10,406 ㎡です。申請番号 15、野駄第 12 地割 155 -1、田、492 ㎡を含む5筆4,310 ㎡です。申請番号16、野駄第19 地割59-1、田、785 ㎡を含む 3 筆 2,343 ㎡です。申請番号 17、野駄第 23 地割 55、田、414 ㎡を含む 4 筆 1,986 ㎡です。申請番 号 18、野駄第 16 地割 77、田、4,704 ㎡を含む 2 筆 8,791 ㎡です。申請番号 19、野駄第 6 地割 39、 田、3,993 ㎡を含む 11 筆 17,126 ㎡です。申請番号 20、野駄第 24 地割 151、田、1,031 ㎡を含む 7 筆 6,505 ㎡です。申請番号 21、野駄第 6 地割 249、田、700 ㎡を含む 9 筆 7,301 ㎡です。申請番号 22、野駄第5地割151、田、2,971㎡を含む21筆30,469.79㎡です。申請番号23、野駄第6地割 294、田、1,073 ㎡を含む 17 筆 16,672 ㎡です。申請番号 24、野駄第 5 地割 128‐1、田、1,802 ㎡ を含む 20 筆 20,302 ㎡です。申請番号 25、野駄第 5 地割 164、田、2,960 ㎡を含む 23 筆 24,158 ㎡ です。申請番号 26、野駄第 24 地割 169、田、509 ㎡を含む 8 筆 4,771 ㎡です。申請番号 27、野駄 第 6 地割 140‐1、畑、721 ㎡を含む 33 筆 33, 193 ㎡です。 申請番号 28、 野駄第 8 地割 1、畑、2, 052 ㎡を含む 21 筆 12,401 ㎡です。申請番号 29、野駄第 15 地割 116、田、266 ㎡を含む 8 筆 8,188 ㎡で す。申請番号30、野駄第5地割229 田、2,975㎡を含む12筆20,109㎡です。申請番号31、野駄 第7地割 261‐1、田、1,014 ㎡を含む 18 筆 13,485 ㎡です。申請番号 32、野駄第 29 地割 116‐ 1、田、1,515 ㎡を含む 3 筆 4,644 ㎡です。申請番号 33、野駄第 1 地割 220‐1、畑、3,353 ㎡を 含む 41 筆 51,517 ㎡です。 申請番号 34、 野駄第 6 地割 226、 田、106 ㎡を含む 18 筆 13,182 ㎡です。 申請番号 35、野駄第4地割 134‐2、畑、2, 113 ㎡を含む 33 筆 37, 215 ㎡です。申請番号 36、松尾

寄木第6地割133、田、1,726㎡を含む25筆21,042㎡です。申請番号37、松尾寄木第9地割334‐ 1、田、947 ㎡を含む 19 筆 32,736 ㎡です。申請番号 38、松尾寄木第 22 地割 142、田、958 ㎡を含 む 16 筆 16,803 ㎡です。申請番号 39、野駄第 5 地割 178、田、2,259 ㎡を含む 9 筆 18,886 ㎡です。 申請番号 40、松尾寄木第 22 地割 43‐1、田、17 ㎡を含む 27 筆 32,572 ㎡です。申請番号 41、松 尾寄木第6地割82、田、1,302㎡を含む13筆16,073㎡です。申請番号42、松尾寄木第22地割96、 田、899 ㎡を含む 24 筆 33,166 ㎡です。申請番号 43、松尾寄木第 22 地割 59、田、436 ㎡を含む 8 筆 7,088 ㎡です。申請番号 44、松尾寄木第 22 地割 164 - 1、田、199 ㎡を含む 11 筆 15,058 ㎡で す。申請番号 45、野駄第 5 地割 176、田、2,550 ㎡を含む 29 筆 27,557 ㎡です。申請番号 46、松尾 寄木第 23 地割 320、田、1,387 ㎡を含む 2 筆 2,107 ㎡です。申請番号 47、松尾寄木第 4 地割 182、 田、1,912 ㎡を含む 12 筆 16,733 ㎡です。申請番号 48、松尾寄木第 23 地割 260、田、1,715 ㎡を含 む 15 筆 24,453 ㎡です。申請番号 49、松尾寄木第 38 地割 108、田、1,972 ㎡です。申請番号 50、 松尾寄木第 33 地割 143 - 1、田、537 ㎡を含む 14 筆 24,197 ㎡です。申請番号 51、松尾寄木第 35 地割 142、田、2,368 ㎡を含む 13 筆 15,564 ㎡です。申請番号 52、松尾寄木第 4 地割 168、田、1,944 ㎡を含む9筆20,654 ㎡です。申請番号53、松尾寄木第6地割126-2、田、440 ㎡を含む12筆 8,397 ㎡です。申請番号 54、松尾寄木第 22 地割 425 - 2、田、123 ㎡を含む 3 筆 1,447 ㎡です。申 請番号 55、松尾寄木第4 地割 180、田、1,934 ㎡を含む 16 筆 13,953 ㎡です。申請番号 56、野駄第 7地割 24‐1、畑、1,901 ㎡を含む 14 筆 19,885 ㎡です。申請番号 57、松尾寄木第 23 地割 333、 田、2,541 ㎡です。申請番号 58、松尾寄木第 22 地割 36、田、310 ㎡を含む 6 筆 2,742 ㎡です。申 請番号 59、松尾寄木第 24 地割 207‐1、田、69 ㎡を含む 3 筆 4,324 ㎡です。申請番号 60、松尾寄 木第 20 地割 275、田、2,514 ㎡を含む 22 筆 33,746 ㎡です。申請番号 61、松尾寄木第 23 地割 261、 田、1,555 ㎡を含む 13 筆 23,702 ㎡です。申請番号 62、松尾寄木第 23 地割 352、田、2,977 ㎡を含 む5筆8,588 ㎡です。申請番号63、松尾寄木第22地割102-1、田、945㎡を含む33筆31,536㎡ です。 申請番号 64、 松尾寄木第 4 地割 246、 田、1, 961 ㎡を含む 19 筆 17, 338 ㎡です。 申請番号 65、 野駄第8地割 134、田、990 ㎡を含む4筆 2,998 ㎡です。申請番号 66、野駄第 13 地割 99、田、1,538 ㎡を含む2筆2,773 ㎡です。申請番号67、野駄第7地割44、田、443 ㎡を含む7筆5,564 ㎡です。 申請番号68、松尾寄木第4地割178、田、1,908㎡です。

次に、中間管理事業へ使用貸借権の設定です。

申請番号69、野駄第1地割278-1、田、7,843㎡を含む7筆17,785㎡です。

最後に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号 70、帷子第 8 地割 174、田、1,297 ㎡を含む 2 筆 3,210 ㎡です。申請番号 71、帷子第 15 地割 149、田、1,117 ㎡を含む 7 筆 18,659 ㎡です。

申請地の明細については、26ページから54ページまでの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の 各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長(山本会長)

以上で説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件につきまして、これを先に審議します。それでは、申請番号 5 番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関す

る法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 10 番 中村一彦 委員の退席を求めます。

(10番 中村一彦 委員 退席)

## 議長(山本会長)

これより、申請番号5番の案件について質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

## 議長(山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号5番の案件について採決いた します。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

## 議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

## 議長(山本会長)

よって、申請番号5番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 10番 中村一彦 委員の着席を求めます。

(10番 中村一彦 委員 着席)

## 議長(山本会長)

それでは、申請番号7番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号7番 熊澤威人 委員の退席を求めます。

(7番 熊澤威人 委員 退席)

## 議長(山本会長)

これより、申請番号7番の案件について質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

## 議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号7番の案件について採決いた します。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

## (全員起立)

## 議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

## (全員着席)

## 議長(山本会長)

よって、申請番号7番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 7番 熊澤威人 委員の着席を求めます。

## (7番 熊澤威人 委員 着席)

## 議長(山本会長)

これより、申請番号5番7番を除く議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

### 議長(山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号5番7番を除く議案第5号を 採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

#### (全員起立)

#### 議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

## (全員着席)

## 議長(山本会長)

よって、申請番号5番7番を除く議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』

## 議長 (山本会長)

次に、議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定 について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

## 事務局(髙橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案 56 ページをご覧ください。

八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は8件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

1、大更第 29 地割 265、田、2,982 ㎡を含む 3 筆 7,446 ㎡です。 2、大更第 29 地割 308、田、2,407 ㎡です。 3、野駄第 1 地割 278 - 1、田、7,843 ㎡を含む 51 筆 72,126 ㎡です。 4、大更第 25 地割 299、田、2,040 ㎡を含む 9 筆 18,614 ㎡です。 5、田頭第 39 地割 56、田、1,826 ㎡を含む 2 筆 4,809 ㎡です。 6、田頭第 25 地割 88 - 1、田、2,847 ㎡を含む 5 筆 11,652 ㎡です。 7、野 駄第 1 地割 220 - 1、畑、3,353 ㎡を含む 281 筆 284,518.79 ㎡です。 8、野駄第 5 地割 176、田、2,550 ㎡を含む 400 筆 507,902 ㎡です。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

## 議長(山本会長)

以上で、説明が終わりました。これより質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

#### 議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

## (全員起立)

## 議長 (山本会長)

起立全員です。ご着席願います。

#### (全員着席)

#### 議長(山本会長)

よって、議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

ここで2時40分まで休憩といたします。

(休憩)

## 議長(山本会長)

会議の再開時間となりました。休憩前に引続き会議を再開いたします。ただいまの出席委員数は、18名中15名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

○議案第7号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』 議長(山本会長)

次に、議案第7号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

## 事務局(根守係長)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の104ページをご覧ください。今月の権利移動のあっせん申請は、売渡のあっせんが2件です。

申請番号1、堀切第13地割141、田、484㎡を含む2筆1,440㎡です。

申請番号2、荒木田第6地割8-2、畑、5,680㎡を含む17筆18,039㎡です。

申請地の明細については、次の105ページの申請筆別明細をご覧ください。

続いて、申請の内容について説明いたします。

関係資料の19ページをお開きください。申請番号1ですが、位置は、西根第一中学校から南西へ約550mとなります。申請地は、昨年度まで作業委託により牧草を作付けしていた農地ですが、相手方から体調不良により今年返還されました。農地は相続しましたが、申請者自身は農業をしていないため、あっせんを申し出ました。売買を希望しておりますが、貸借でも構わないということです。時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。

関係資料の22ページをお開きください。申請番号2ですが、位置は、寺田小学校から西へ約1.5km内に点在しております。農地所有者は平成29年9月に亡くなっており、相続人が不存在のため、相続財産管理人が選定された旨、審判書謄本により確認しております。相続財産管理人が、亡くなった所有者の親族、知り合いの複数名に購入をお願いしましたが、買い手を見つけることができず、当農業委員会の協力をお願いしたいということで、あっせんの申出となりました。売買にあたっては、裁判所の許可が必要な案件となります。

併せて、関係資料の3ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。 以上、よろしくお願いいたします。

#### 議長(山本会長)

以上で説明が終わりました。これより、議案第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

## 議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑を終わります。それでは、この申し出の「農地あっせん」を行うこととして決定することに賛成の方は、起立願います。

## (全員起立)

## 議長(山本会長)

起立全員です。ご着席願います。

## (全員着席)

## 議長(山本会長)

よって、議案第7号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』は、農地移動適 正化あっせん事業実施要領4に基づく「農地あっせん」を行うことに決定されました。

これより、「あっせん委員の指名について」をお諮りいたします。

本案あっせん農地は、西根北地区の属地となりますので、その地区の方々があっせん委員になることが望ましいかと思いますが、どなたにお願いしたらよろしいでしょうか。

はい、10番 中村 委員。

## 10番 (中村委員)

議席番号10番の中村一彦です。

申請番号1番2番ですが、あっせん農地は西根北地区の属地となりますので、議席番号7番 熊澤威人 委員と私の二人で受けたいと思います。委員の皆さんにおかれましても情報がありま したら、私どもへ提供願います。よろしくお願いします。

### 議長(山本会長)

それでは、農地移動適正化あっせん事業実施要項8に基づきまして、「あっせん委員」には、申請番号1番2番とも、西根北地区、7番 熊澤威人 委員、10番 中村一彦 委員を指名いたします。

議案第7号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』は、以上のように決定いたしましたが、他の委員の皆様におかれましても、この「あっせん農地」に係る「情報提供」のご協力をお願いいたします。

○議案第8号『平成30年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について』

### 議長(山本会長)

次に、議案第8号『平成30年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について』を議題といたします。事務局より内容の説明を求めます。

## 事務局(立花事務局長補佐)

それでは、総会資料の11ページをお開きください。

## (提案理由朗読後、内容説明)

議案第8号について、ご説明をさせていただきます。12ページをお開き願います。

こちらにつきましては、3月の第7回農業委員会議におきまして、案として決定をいただき、4 月1日から5月7日までの30日間、地域の農業者等からの意見を募集した結果となっており、市 民からの意見は無かったものです。それを踏まえ作成した内容についてご説明いたします。13ペー ジから 20 ページにつきましては、3月の第7回農業委員会議において決定された案の通りとなっ ております。13ページをお開き願います。「I 農業委員会の状況」といたしまして、1から2つき ましては、決定された案の通りとなっております。14ページをお願いします。「Ⅱ 担い手への農地 の利用集積・集約化」といたしまして、1から4につきましては、決定された案の通りとなってお ります。地域の農業者等から意見が無かったことから、決定された案の通りとさせていただきまし た。15ページをお願いします。「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」といたしまして、 1から4につきましては、決定された案の通りとなっております。こちらも、地域の農業者等から の意見が無かったことから、決定された案の通りとさせていただきました。16ページをお願いしま す。「IV 遊休農地に関する措置に関する評価」といたしまして、1 から 4 につきましては、決定さ れた案の通りとなっております。こちらも、地域の農業者等から意見が無かったことから、決定さ れた案の通りとさせていただきました。17ページをお願いします。「V 違反転用への適正な対応」 といたしまして、1 から 3 については、決定された案の通りとなっております。農業者等からの意 見が無かったことから、決定された案の通りとさせていただきました。18ページをお願いします。 「VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」といたしまして、1 から次のページの 4につきましては、決定された案の通りとなっております。20ページをお願いします。「WI 地域農 業者等からの主な要望・意見及び対処内容」といたしまして、14ページから19ページの内容に関 して、意見があった場合に記載するページとなっております。こちらも地域の農業者等から意見が 無かったことから、全ての項目を無として記載させていただきました。続きまして、「Ⅷ 事務の実 施状況の公表等」といたしまして、1 から 3 につきましては、決定された案の通りとなっておりま す。以上で、内容の説明を終わらせていただきます。ご審議をお願いいたします。

#### 議長(山本会長)

以上で説明が終わりました。これより、議案第8号について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

#### 議長(山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第8号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

### (全員起立)

#### 議長(山本会長)

起立全員です。ご着席願います。

## (全員着席)

## 議長(山本会長)

よって、議案第8号『平成30年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について』は、原案のとおり決定いたしました。

## ○議案第9号『令和元度八幡平市農業委員会活動計画について』 議長(山本会長)

次に、議案第9号『令和元度八幡平市農業委員会活動計画について』を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

## 事務局(立花事務局長補佐)

それでは、総会資料の21ページをお開きください。

(提案理由朗読後、内容説明)

議案第9号の説明をさせていただきます。23ページをお開き願います。

1の基本方針でございます。こちらにつきましては、4月の第1回運営委員会で案としてご決定 いただいたものでございます。24ページをお開き下さい。実施計画になります。1の会議の開催に つきましては、新体制に移行した平成 30 年 9 月以降に開催している、総会、運営委員会等となり ます。続きまして、2 の研修、3 の国・県関係機関団体との連携などを記載しております。25 ペー ジをお願いします。4の主な業務等につきましては、基本方針にもありました通り、(1)法令事務に つきましては、農地業務、或いは、農地等利用関係紛争処理業務の透明性を確保し、公平公正に実 施する事としております。続きまして、(2)促進事務につきましては、25 ページから 27 ページに渡 り、①から⑨までそれぞれの業務を記載しております。表につきましては、平成 30 年度の確定数 値及び令和元年度の目標数値が記載されております。28ページをお願いします。続きまして、令和 元年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてでございます。こちらにつきましても、議案 第8号『平成30年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評 価」と同じように、3月の第7回農業委員会議におきまして案として決定をいただき、4月1日か ら 5 月 7 日迄の 30 日間地域の農業者等から意見を求めたものでございます。同様に、市民からの 意見もございませんでした。29ページをお願いします。I 農業委員会の状況といたしまして、1か ら 2 につきましては、決定された案の通りとなっております。30 ページをお願いします。Ⅱ 担い 手への農地の利用集積・集約化といたしまして、2の令和元年度の目標及び活動計画でございます。 目標としては、集積面積を 5,638 ha、管内の農地面積の 61.08 %の集積として設定をさせていた だきました。農業者等からの意見が無かったことから、決定された案の通りとさせていただきまし た。続きまして、Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進といたしまして、2の令和元年度 の目標及び活動計画でございます。参入目標数を 2 経営体、参入目標面積を 2.0 ha として設定を させていただきました。こちらも、農業者等からの意見が無かったことから、決定された案の通り とさせていただきました。31 ページをお願いします。IV 遊休農地に関する措置といたしまして、 2の令和元年度の目標及び活動計画でございます。目標としては、遊休農地の解消面積を8.0 ha 昨 年度の実績から実現可能面積を目標として設定をさせていただきました。こちらも、地域の農業者

等からの意見が無かったことから、決定された案の通りとさせていただきました。続いて、V 違反 転用への適正な対応となります。2の令和元年度の活動計画に対する農業者等からの意見が無かったことから、決定された案の通りとさせていただきました。なお、今後の流れでございますが、本日の総会で決定をされました後に、5月中に八幡平市ホームページに公表を行い、6月中に県を通して東北農政局に報告となることを申し添えます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議をお願いいたします。

## 議長(山本会長)

以上で説明が終わりました。これより、議案第9号について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

はい、14番委員さん 古川委員。

## 14番 古川委員

14番の古川です。29ページの農業委員の人数が19名という事ですけれども、18名ではないで しょうか。

## 事務局(立花事務局長補佐)

ただ今の回答でございます。 I の 農業委員会の状況ですが、平成 31 年 2 月 28 日現在としておりますので、この時はまだ 19 名の実数となっておるものでございました。以上となります。

## 議長(山本会長)

その他、質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

#### 議長(山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第9号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

#### (全員起立)

### 議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

#### (全員着席)

## 議長(山本会長)

よって、議案第9号「令和元度八幡平市農業委員会活動計画について」は、原案のとおり決定いたしました。

## 6 閉会(14時58分)

## 議長(山本会長)

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了致しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第2回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。 ご協力ありがとうございました。

## 事務局(遠藤事務局長)

ご起立願います。

相互に礼をお願いします。

「礼」。

大変ご苦労様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

## 令和元年6月25日

会 县	<u></u>
3番委員	1
17番委員	

## 令和元年度

## 第2回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和元年5月24日(金)午後1時30分~ 場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

## 次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 会期の決定
- 4 報告
- (1) 第2回運営委員会報告
- (2) 農地法に関する業務報告
- 5 議事
  - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
  - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
  - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について
  - 議案第7号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて
  - 議案第8号 平成30年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた 活動の点検・評価」について
  - 議案第9号 令和元年度八幡平市農業委員会活動計画について
- 6 閉 会